大枝公園再整備工事(西側その５）入札時に提出する内訳書について

大枝公園再整備工事（西側その５）入札時に提出する内訳書については、大枝公園再整備工事（西側その５）（公園）は内訳書までとする。また、大枝公園再整備工事（西側その５）（建築）については、工種別科目（直接仮設工事や土工事等）までとし、それ以下の細目（材料等）については記載不要とする。

ただし、落札後、担当課に提出する内訳書については監督職員の指示による。
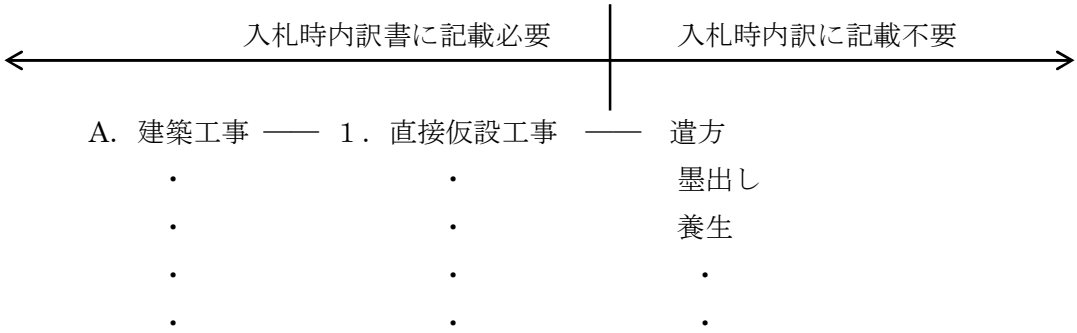
【説明図】